

令和6年教育委員会第9回定例会会議録

開会日時 令和6年9月2日 午前 10時00分

閉会日時 同 上 午前 13時01分

場 所 教育委員会室

出席委員 教育長 小花 高子
同職務代理者 谷部 憲子
委 員 井口 信二
委 員 上原 有美江
委 員 壺内 明
委 員 田中 健

議場出席委員

・教育次長	中島 俊一	・学校教育担当部長	山梨 智弘
・教育総務課長	山崎 淳	・学校環境整備担当課長 兼 学校施設担当課長	尾崎 隆夫
・学務課長	羽田 顕	・教育指導課長	谷合みやこ
・学校教育推進担当課長	江川 泰輔	・総合教育センター教育支援課長	二ノ宮 正信
・総合教育センター管理担当課長	土居 真喜	・統括指導主事	青木 大輔
・統括指導主事	田辺 留美子	・地域教育課長 兼 放課後支援課長	高橋 裕之
・生涯学習課長	柏原 正彦	・生涯スポーツ課長	宮木 亮
・中央図書館長	新井 秀成	・副参事（法規担当）	小山 利之

書記 ・教育企画係長 大石 睦貴

開会宣言 教育長 小花 高子 午前10時00分 開会を宣する。

署名委員 教育長 小花 高子 委員 谷部 憲子 委員 井口 信二
以上の委員3名を指定する。

開会時刻 10時00分

○教育長 おはようございます。それでは、出席委員は定足数に達しておりますので、令和6年教育委員会第9回定例会を開催いたします。

本日の議事録の署名は、私に加え、谷部委員と井口委員にお願いをいたします。

まず、本日2名の傍聴の申出がございましたが、本日の議案第51号から第57号まで及び報告事項等の1、3、4につきましては議会の議案に関する案件のため、また報告事項等6につきましては、特定の個人を識別され得る情報が含まれており、公開することにより個人の権利・利益を害するおそれや、公正かつ円滑な議事運営が損なわれるおそれがあるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により非公開としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 それでは、議案第51号から第57号まで、及び報告事項等の1、3、4、6につきましては非公開といたします。

それでは議事に入ります。本日は議案等が8件、報告事項等が20件でございます。本日の議事の進行ですけれども、議案第51号及び関連する報告事項等の1、3、4につきましては、関連があるため、議案第51号を上程し、あわせて関連する報告事項等1、3、4の説明をお願いしたいと思います。

それでは、議案第51号「令和6年度葛飾区一般会計補正予算(第3号・教育費)に関する意見聴取」を上程いたします。

関連で報告事項等の1「フリースクール等利用者への助成制度の創設について」、報告事項等の3「よつぎ小学校・四ツ木中学校改築に伴う用地取得について」、報告事項等の4「宝木塚小学校改築に伴う都営葛飾宝町アパート跡地の利用について」もあわせて報告をしてください。

教育総務課長。

○教育総務課長 それでは、議案第51号「令和6年度葛飾区一般会計補正予算(第3号・教育費)に関する意見聴取」につきまして、説明を申し上げます。

初めに「提案理由」でございます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づきまして、区長から意見を求められましたので、本案を提出するものでございます。

別添の補正予算案につきまして、異議のない旨を区長に回答いたしたいと考えてございます。

それでは、歳出予算についてご説明を申し上げます。補正予算書の11ページ及び12ページをお開きください。第8款教育費第1項教育総務費第1目事務局費1事務局運営経費(1)フリースクール等利用者負担軽減助成は、補正額480万円でございます。東京都が今年度から実施をしております、フリースクール等利用者支援事業によりまして、月額2万円を上限とする

助成を受けた児童・生徒の保護者に対しまして、月額1万円を上限とした区独自の上乘せ助成を行うものでございます。

続きまして、第4目学校施設建設費1校地取得経費のよつぎ小学校・四ツ木中学校拡張部用地取得費は、補正額3億4,632万6,000円でございます。用地取得基金及び葛飾区土地開発公社が既に取得している用地を、改築事業の進捗に合わせ、事業用地として買い戻すものでございます。

続きまして、13ページ及び17ページをご覧ください。第2項小学校費第6目学校施設建設費1校舎建設経費(1)宝木塚小学校改築経費は、補正額250万円でございます。当該小学校に近接する都営葛飾宝町アパート跡地につきまして、東京都の使用許可が得られたことから、仮校庭の整備工事を行うための設計委託費の計上で、こちらは債務負担行為を設定いたします。17ページをご覧ください。こちらは債務負担行為補正の一覧表で、下から二つ目の事項小学校仮校庭整備設計委託をご覧ください。補正後の期間及び限度額は、令和7年度587万7,000円でございます。

恐れ入りますが、15ページ、16ページをお開きください。第7項社会体育費第2目社会体育施設建設費1運動場等整備経費(1)小菅西公園スケートボード場整備経費は、補正額550万円でございます。小菅西公園スケートボード場の設計委託費の計上で、こちらにつきましても債務負担行為を設定いたします。

17ページをご覧ください。一番下の事項小菅西公園スケートボード場整備設計委託をご覧ください。補正後の期間及び限度額は、令和7年度1,310万円でございます。

こちらに関する説明は以上でございます。

続きまして、関連の報告事項等のご説明でございます。フリースクール等の利用者への助成制度の創設について説明申し上げます。

1「概要」でございます。フリースクール等に通う区内在住の不登校児童・生徒におけます経済的負担を軽減するために、東京都が令和6年度から実施しているフリースクール等利用者支援事業による助成を受けた児童・生徒の保護者に対し、月額1万円を上限とした区独自の上乘せ助成を行うものでございます。

2「実施の内容」でございます。(1)助成対象及び(2)助成金額、裏面をご覧くださいまして、(3)助成回数及び(4)申請書類につきましては、記載のとおりとしてございます。

3「予算措置」につきましては、先ほどご説明申し上げましたとおり、480万円を第三次補正予算案に計上しているところでございます。

4「今後のスケジュール」でございます。文教委員会に報告後、補正予算案の議決を頂いた後に、区民への周知及び事業開始へと進めてまいる考えでございます。

ご説明は以上でございます。

○教育長 それでは、ただいま報告のありましたフリースクール等利用者への助成制度の創設について、何かご質問やご意見があれば、伺いたと思います。いかがでしょうか。

上原委員。

○上原委員 フリースクールを利用するには非常にお金がかかると聞いておりますので、そういう意味では、今回こういう補正があつてよかつたなと思つています。

お聞きしたいのですが、フリースクールに通つた日数は学校の出席日数に入らないのでしょうか。

○教育長 総合教育センター教育支援課長。

○総合教育センター教育支援課長 今のご質問ですけれども、出席日数に含めるかどうかについては基本的に学校長の判断となります。フリースクール等に通う児童・生徒については、校長がきちんと連携を図り、そこでの出席状況や学習状況などが確認できれば出席と判断させていただきます。

○教育長 上原委員。

○上原委員 江戸川区の場合、フリースクールに通つてのものを出席日数として認めているのですよね。そういう状況もあるので、葛飾区の場合は、校長の判断ということにしているのでしょうか。

○教育長 総合教育センター教育支援課長。

○総合教育センター教育支援課長 校長の判断で出席日数を判断するというのはどの自治体も同様であると考えておりますけれども、葛飾区もフリースクールでの出席状況や学習状況が認められれば、積極的に出席日数に含めるようにという指針は示しております。

○教育長 上原委員。

○上原委員 フリースクールだったら通えるという子もいる中で、出席日数が不足してしまうことが問題にならないよう考えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○教育長 総合教育センター教育支援課長。

○総合教育センター教育支援課長 委員のおっしゃるとおり、フリースクールできちんと学んだり、生活したりしている児童・生徒については、積極的に出席と認める方向で全体に進めていきたいなと思つております。

○教育長 上原委員。

○上原委員 最後です。昔と異なり、過去に不登校であつたことを言う方が増えてきています。高校や大学などは通学できるようになっているケースが多いと思つていますので、そのあたりを考慮していただければと思つています。これは、要望です。

○教育長 ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。

壺内委員。

○壺内委員 東京都の助成とともに区でも1万円を上限として助成するというのはとても素晴らしいアイデアで、フリースクールに通っている子どもたち、あるいはそれに近い子どもたちにとっては、家庭的には非常に経済的に苦しんでいる状況の中で、うれしい限りかなと思います。

40人分の予算を要求するとのことですが、現時点での小・中学校の内訳を教えてください。

○教育長 教育総務課長。

○教育総務課長 具体的に小・中学校別の見積りはしておりませんが、まず区立小・中学校に在席している児童・生徒の内、東京都が定義するフリースクール等に通っている人数を30人と見込んでいます。そのほか、区内在住の子どもであっても、私立小・中学校、あるいは葛飾区外の公立小・中学校に通っている子どもについては、10人と見込んでいるところでございます。

これらについては、東京都が4年度と5年度の2カ年にわたって、都内のフリースクールに通っている子どもの状況を調査しており、その結果をベースとして見積もっているというところでございます。

小・中学校別の内訳につきましては、補助金の申請などを通して明らかになると認識しておりますので、今後精査をしていきたいと考えております。

以上です。

○教育長 壺内委員、よろしいでしょうか。

○壺内委員 はい。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

田中委員。

○田中委員 私も上原委員がおっしゃったように、教育を受ける形が多様化している中で、それに対応していくのは重要なことだと思っております。

2点質問がございます。まず、都から2万円で区からプラス1万円、合計3万円の補助を受けられるとのことですが、実際にご家庭が負担する額の想定は幾らぐらいなのでしょう。

次に、フリースクールでの教育の内容については、指導要領などに即していると想定するのですが、葛飾区の場合は「かつしか教育プラン」と独自のプランがあると思います。例えばICTや英語教育など「かつしか教育プラン」で力を入れている部分が、そのフリースクールではどれぐらい反映されているのかなというところが気になっていますが、働きかけはどのようにされているのかというところが2点目の質問でございます。

○教育長 教育総務課長。

○教育総務課長 1点目の月額の利用料金ですが、先ほど申し上げた東京都の調査結果を見ますと、4万円程度というデータが出てございます。

2点目のフリースクール等については、具体的に東京都の定義でございますけれども、11要

件を補助要綱の中で規定しております。例えば、利用料金をホームページ等で明確に示しているとか、身内のためのものではないといったような11項目ありますけれども、その11項目全ての事項に該当している民設民営の通所施設と定義をしてございます。また、法令等により設置、認可等がされている施設を除くという状況でございます。

以上です。

○教育長 田中委員。

○田中委員 運営の実態については承知しました。ですので、葛飾区で選定しているものとは異なる教科書が使用されていたり、地域に特化した指導を受けるのが難しかったりという現状があるという認識ですが、いかがでしょうか。

○教育長 教育支援課長。

○教育支援課長 実際のところ、それぞれのフリースクール等でどのような教育を行っているかというところはまだ把握しておりませんが、学校が児童・生徒の出席を判断するにはしっかり授業を行っているかどうかを確認しております。引き続き学校とフリースクールが連携を深めていければと思っております。

○教育長 よろしいですか。

○田中委員 はい。

○教育長 ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、続いて「よつぎ小学校・四ツ木中学校改築に伴う用地取得について」の説明をお願いします。

学校施設担当課長。

○学校施設担当課長 それでは、私から報告事項の3及び4についてご説明を申し上げます。まず「よつぎ小学校・四ツ木中学校改築に伴う用地取得について」をご説明いたします。

1「概要」でございます。よつぎ小学校・四ツ木中学校の改築は、四ツ木中学校敷地と隣接する四つ木四丁目公園敷地を一体的に整備いたします。四つ木四丁目公園の国有地部分を、令和6年1月に用地取得基金にて取得し、また、発災時の安全な避難路の確保と校庭面積の拡張を図るため、四つ木四丁目公園隣接東側部分の民有地につきまして、令和5年8月に土地開発公社が取得したところでございます。今回、改築事業の進捗に合わせて、事業用地として買戻しをするものでございます。

2「取得用地の概要」でございます。次ページの別紙をご覧ください。四ツ木中学校の南東側に隣接する太線で囲った部分が、四つ木四丁目公園になります。そのうち、濃く着色した部分が国有地部分となり、面積は864.73平方メートル。取得額は、2億1,384万7,700円となっております。

また、四つ木四丁目公園に隣接している薄く着色した部分、こちらが民有地部分となり、面

積は558.75平方メートル、取得額は、1億3,247万7,840円となっております。

今回、補正予算案として合計額、3億4,632万6,000円を計上したものでございます。

私からの説明は以上でございます。

続きまして、「宝木塚小学校改築に伴う都営葛飾宝町アパート跡地の利用について」をご説明いたします。

1「概要」でございますが、宝木塚小学校は、仮設校舎建設工事に着手した令和5年12月から外構工事が完了する令和10年12月までの約5年間、校庭を使用することができないことから、近接する都営葛飾宝町アパート跡地での仮校庭整備に向けて東京都と協議を行ってきたところでございます。この度、使用許可の承認が下りたことから、仮校庭の整備を進めるものでございます。

2「仮校庭の概要」でございますけれども、所在地は、宝町二丁目27番14号。使用面積は1,573.51平方メートルとなっております。整備内容としましては、ダスト舗装、防球ネット、トイレ、水飲み場、倉庫などを予定しているところでございます。案内図は、別紙のとおりとなっております。小学校の北側に位置しているところでございます。

3「予算措置」でございますが、設計委託費を令和6年度第三次補正予算案に250万円計上したところでございます。債務負担行為設定により、令和7年度は、587万7,000円、合計837万7,000円を計上してございます。

4「今後のスケジュール」でございますが、令和6年12月に設計業務に着手し、令和7年10月に使用許可開始、仮校庭整備工事に着手する予定でございます。また、令和8年4月には、仮校庭運用開始とする予定でございます。

私からの説明は以上でございます。

○教育長 それでは、初めに「よつぎ小学校・四ツ木中学校改築に伴う用地取得について」に関するご質問、ご意見はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、続きまして「宝木塚小学校改築に伴う都営葛飾宝町アパート跡地の利用について」に関するご質問、ご意見はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、以上のご審議も踏まえまして、議案第51号「令和6年度葛飾区一般会計補正予算（第3号・教育費）に関する意見聴取」について、何かご質問はございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、お諮りをいたします。議案第51号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○教育長 異議なしと認め、議案第51号について原案のとおり可決といたします。

次に、議案第52号「葛飾区立常盤中学校屋内運動場解体工事請負契約締結に関する意見聴取」

を上程いたします。

学校施設担当課長。

○**学校施設担当課長** それでは、議案第 52 号「葛飾区立常盤中学校屋内運動場解体工事請負契約締結に関する意見聴取」につきまして、ご説明いたします。

「提案理由」でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づき、区長から意見を求められたので、本案を提出するものでございます。

別添契約締結案について、異議のない旨を区長に回答したいと考えてございます。

1 枚おめくりください。こちらに提出議案を添付してございますが、内容につきましては、さらに 1 枚おめくりいただきまして、3 枚目の参考資料にてご説明申し上げます。

1 「工事の目的」でございますが、改築を進めている葛飾区立常盤中学校の新校舎建設に先立ち、屋内運動場解体工事を行うものでございます。

2 「契約の概要」でございますが、(1) 工事件名は、「葛飾区立常盤中学校屋内運動場解体工事」でございます。(2) 工事箇所は、葛飾区金町二丁目 11 番 1 号。(3) 契約の方法は、施工能力審査型総合評価一般競争入札による契約でございます。(4) 予定価格は、1 億 6,599 万円。(5) 契約金額は、1 億 4,606 万 7,900 円。(6) 契約の相手は、東京都葛飾区柴又二丁目 12 番 10 号、株式会社誠和土木、代表取締役・麻生悟でございます。(7) の工期は、契約締結の日の翌日から令和 7 年 5 月 30 日まででございます。

次ページをご覧ください。3 「工事の概要」でございますが、屋内運動場の解体・撤去工事でございます。構造は、鉄筋コンクリート造(一部鉄骨造)地上 2 階建て。建築面積は、1,245.62 平方メートル。延べ面積は、1,661.21 平方メートル。高さは 14.32 メートルとなっております。

また、参考資料といたしまして、次ページには別紙 1 として案内図を、さらに次ページ以降には、別紙 2 として配置図及び各階平面図を添付してございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○**教育長** ただいまの説明について、ご質問等ございましたらお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、お諮りをいたします。議案第 52 号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○**教育長** 異議なしと認め、議案第 52 号について原案のとおり可決といたします。

次に、議案第 53 号「葛飾区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例に関する意見聴取」を上程します。

学務課長。

○学務課長 それでは、議案第 53 号「葛飾区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例に関する意見聴取」について、ご説明申し上げます。

「提案理由」でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づきまして、区長から意見を求められましたので、本案を提出するものでございます。

恐れ入りますけれども、提案理由については議案第 57 号まで全て同一でございますので、以降については割愛させていただければと存じます。よろしく願いいたします。

こちらの条例案について、異議のない旨を区長に回答いたしたいと考えております。

資料を 1 枚おめくりください。議案の提案理由でございますけれども、こちら介護補償の限度額を改める必要があるため、本案を提出するものでございます。

さらに 1 枚おめくりいただきまして、3 枚目の新旧対照表をご覧ください。右側が改正案、下線部が改正箇所でございます。こちら、今回、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令が改正されたことに伴いまして、区条例第 12 号第 2 項で規定しております介護補償の限度額を改正するものでございます。

改正の内容といたしましては、条例第 12 号第 2 項第 1 号の 17 万 2,550 円を 17 万 7,950 円に、裏面にお移りいただきまして、第 2 号の 7 万 7,890 円を 8 万 1,290 円に、第 3 号の 8 万 6,280 円を 8 万 8,980 円に、第 4 号の 3 万 8,900 円を 4 万 600 円に改めるものでございます。

表の下、付則の施行期日につきましては、公布の日からとさせていただきます。そのほかの取扱いにつきまして、経過措置を設けてさせていただきます。

こちらの説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○教育長 ただいまの説明について、ご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、お諮りいたします。議案第 53 号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 異議なしと認め、議案第 53 号について原案のとおり可決といたします。

次に、議案第 54 号「葛飾区立二上小学校給食用厨房機器の買入れに関する意見聴取」を上程いたします。

学務課長。

○学務課長 それでは、議案第 54 号「葛飾区立二上小学校給食用厨房機器の買入れに関する意見聴取」について説明申し上げます。

別添の契約締結案について、異議のない旨区長に回答いたしたいと考えております。

1 枚おめくりいただきまして、2 枚目に提出議案を添付してさせていただきます。内容につきましては、さらに 1 枚おめくりいただきまして、3 枚目の参考資料をご覧ください。本件は、二上小

学校の改築にあわせて、物品を買い入れるものでございます。

まず、2「契約の概要」でございますけれども、(1) 買入れ物件でございますが、こちら学校給食用厨房機器 120 点を購入するものでございます。その内訳につきましては、さらに1枚おめくりいただきまして、資料別紙1「買入れ機器」をご覧ください。検収室、下処理室、食品庫、調理室等の各室に移動台や冷蔵庫、回転釜など 120 点の機器を購入するものでございます。

配置につきましては、最後に添付してございます資料別紙2「厨房機器配置図」のとおりとなっております。

恐れ入りますが、3枚目の参考資料1枚目にお戻りください。(2)「買入れの方法」は、制限付一般競争入札による契約、(3)「予定価格」は、8,883万8,200円でございます。(4)「買入れ金額」は、8,690万円。(5)「買入れの相手方」につきましては、記載のとおりでございます。(6)「納期」は、令和8年3月31日としてございます。

ご説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○教育長 ただいまの説明について、ご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、お諮りいたします。議案第54号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 異議なしと認め、議案第54号について原案のとおり可決といたします。

次に、議案第55号「葛飾区立水元小学校改築に伴う什器等の買入れに関する意見聴取」を上程いたします。

学務課長。

○学務課長 それでは、議案第55号「葛飾区立水元小学校改築に伴う什器等の買入れに関する意見聴取」について説明申し上げます。

別添の契約締結案について異議のない旨、区長に回答いたしたいと考えてございます。

1枚おめくりいただきまして、2枚目に提出議案を添付してございます。

内容につきましては、さらに1枚おめくりいただきまして、3枚目の参考資料をご覧ください。1「買入れの目的」でございますけれども、本件は水元小学校の改築にあわせて、物品を買い入れるものでございます。

次に2(1)「買入れ物件」でございますけれども、改築に伴う什器等3,185点を購入するものでございます。内訳につきましてはさらに1枚おめくりいただきまして、別紙「購入物品一覧」をご覧ください。教室や保健室、会議室等の各室に収納庫や机、椅子、テーブルなど3,185点の物品を購入するものでございます。

3枚目にお戻りください。2(2)「買入れの方法」は、制限付一般競争入札による契約。

(3) 「予定価格」は1億5,466万3,990円。(4) 「買入れ金額」は、1億4,693万740円でございます。(5) 「買入れの相手方」は記載のとおりでございます。(6) 「納期」は、令和7年3月31日としてございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいいたします。

○**教育長** ただいまの説明について、ご質問などございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、お諮りいたします。議案第55号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○**教育長** 異議なしと認め、議案第55号について原案のとおり可決といたします。

次に、議案第56号「葛飾区立道上小学校改築に伴う什器等の買入れに関する意見聴取」を上げいたします。

学務課長。

○**学務課長** それでは、議案第56号「葛飾区立道上小学校改築に伴う什器等の買入れに関する意見聴取」について説明申し上げます。

別添の契約締結案につきまして異議のない旨区長に回答いたしたいと考えてございます。

1枚おめくりいただきまして、2枚目に提出議案を添付してございます。

内容につきましては、さらに1枚おめくりいただきまして、3枚目の参考資料をご覧ください。1「買入れの目的」でございますが、道上小学校改築にあわせまして、物品を買い入れるものでございます。

次に、2(1)「買入れ物件」でございますが、改築に伴う什器等3,567点を購入するものでございます。内訳につきましてはさらに1枚おめくりいただきまして、別紙「購入物品一覧」をご覧ください。教室や事務室、職員室等の各室に収納庫や机、椅子、テーブルなど3,567点の物品を購入するものでございます。3枚目にお戻りください。(2)「買入れの方法」は、制限付一般競争入札による契約。(3)「予定価格」は1億6,446万9,830円。(4)「買入れ金額」は、1億6,233万1,730円でございます。(5)「買入れの相手」は記載のとおりでございます。(6)「納期」は、令和7年3月14日としてございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいいたします。

○**教育長** ただいまの説明について、ご質問などございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、お諮りいたします。議案第56号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○**教育長** 異議なしと認め、議案第56号について原案のとおり可決といたします。

次に、議案第57号「葛飾区立道上小学校及び水元小学校の改築に伴うカーテン等の買入れに

関する意見聴取」を上程いたします。

学務課長。

○学務課長 それでは、議案第 57 号「葛飾区立道上小学校及び水元小学校の改築に伴うカーテン等の買入れに関する意見聴取」について説明申し上げます。

別添の契約締結案につきまして異議のない旨区長に回答いたしたいと考えてございます。

1 枚おめくりいただきまして、2 枚目に提出議案を添付してございます。

内容につきましては、恐れ入ります、さらに 1 枚おめくりいただきまして、3 枚目参考資料をご覧ください。1 「買入れの目的」でございますけれども、本件、道上小学校と水元小学校の改築にあわせまして、物品を買い入れるものでございます。

次に 2 (1) 「買入れ物件」でございますけれども、改築に伴いカーテン等 426 点を購入するものでございます。その内訳につきましては 1 枚おめくりいただきまして、別紙「購入カーテン等一覧」をご覧ください。教室や事務室、職員室、体育館等に設置するカーテンやブラインド、紅白幕など 426 点の物品を購入するものでございます。

参考資料の 1 枚目にお戻りください。2 (2) 「買入れの方法」は、制限付一般競争入札による契約。(3) 「予定価格」は、3,564 万 7,100 円。(4) 「買入れ金額」は、818 万 1,800 円でございます。(5) 「買入れの相手方」は、記載のとおりでございまして、(6) 「納期」は、令和 7 年 3 月 31 日としてございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○教育長 ただいまの説明について、ご質問などございますでしょうか。

井口委員。

○井口委員 予定価格と買入れ金額に随分差があるのですけれども、これはどういう訳なのでしょう。

○教育長 学務課長。

○学務課長 こちらの予定価格と買入れ金額の差が大きいところでございますけれども、入札をかけるに当たりまして、複数の事業者から見積りを取ってございます。その際には、予定価格の金額が出てきたわけでございますけれども、実際に業者に入札をした結果買入れ金額のとおりとなりました。実際に入札の手続が始まるまではメーカーから具体的な金額が出せないといった事情があると聞いているところでございます。

○教育長 井口委員、よろしいですか。

○井口委員 今までも改築工事はやっていますよね。その際の金額も想定して予定価格を出しているとする、今後も似たような状況が続くのではないかと思うのですけれども、どのようにお考えでしょうか。

○教育長 学務課長。

○学務課長 特にカーテンにつきましては、これまでも先ほど申し上げたような事情があり、予定価格と買入れ価格の乖離が大きかったというのが実情でございます。こちらといたしましても、極力実際の入札に近いような価格で見積りを出すよう業者に働きかけていきたいと考えております。

○教育長 井口委員、よろしいでしょうか。

○井口委員 はい。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

予定価格と買入れ価格の乖離についてはこれまでもあったということでしょうか。今後につきましては、対策を考えてまいりたいと思います。ほかによろしいでしょうか。

それでは、お諮りいたします。議案第 57 号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 異議なしと認め、議案第 57 号について原案のとおり可決といたします。

それでは、次に報告事項等 6 「いじめによる重大事態に係る調査結果について」の報告をお願いします。

報告事項等 6 「いじめによる重大事態に係る調査結果について」

— 非公開 —

○教育長 以上で非公開とした案件が終了いたしましたので、事務局は傍聴人の方にお入りいただきてください。

(傍聴人 入場)

○教育長 教育長から傍聴人の方に申し上げます。葛飾区教育委員会傍聴規則等の規定により、傍聴人は次の事項を守ってください。

- 1 傍聴人は委員会の中では発言できません。
- 2 傍聴人は静粛を旨とし、委員の言論に対して拍手など賛否を表すようなことはおやめください。
- 3 傍聴人は写真撮影、録画、録音を行わないでください。なお携帯電話の電源はお切りください。
- 4 傍聴人はその他会議の妨げとなるような行為はしないでください。

なお、傍聴人にこれらの規則等に反する行為があった場合は退席していただくこととなりますので、よろしく願いをいたします。

それでは、議案第 58 号「教育委員会の権限に属する事務の管理・執行状況の点検及び評価」

を上程いたします。

教育総務課長。

○教育総務課長 それでは、議案第 58 号「教育委員会の権限に属する事務の管理・執行状況の点検及び評価」につきまして、説明を申し上げます。

「提案理由」でございます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条の規定に基づきまして、教育委員会の権限に属する事務の管理・執行状況について点検及び評価を行う必要があるため、本案を提出するものでございます。

別添の資料に概要をまとめてございますので、おめくりいただき、ご覧ください。

まず 1 「趣旨」でございます。点検及び評価を行うことによりまして、教育委員会の権限に属する事務の実施上の課題や取組の方向性を明らかにして、教育施策の一層の充実を図るために実施するものでございます。

2 「実施方法」でございます。令和 6 年度の点検及び評価の対象は、令和 5 年度に実施した事務事業でございます。5 年度の実績値につきまして、学識経験を有する者の意見を聴取した上で、教育委員会が自己点検及び評価を実施し、その結果を今後、区議会に報告するとともに、区民に公表するものでございます。

3 「実施結果」でございますが、別添の報告書としてまとめてございます。後ほど説明申し上げます。

4 「学識経験者」でございますが、記載のお三方となっております。

それでは、別添の報告書「かつしか教育プラン（2019～2023）の取組について（令和 5 年度取組結果）」を説明申し上げます。1 枚おめくりいただきまして、表紙の裏面でございますが、本プランの位置づけについて、次のページの上段には本プランの推進について、また下段には、計画の進行管理について記載をしております。

続きまして、各基本方針における取組の結果でございます。ページをおめくりいただきまして、ページ番号で 1 ページをご覧ください。まず基本方針 1 でございます。評価指標につきましては、基本方針ごと、そして施策ごとに設定しております。括弧書きで、各年度の目標値をお示ししております。5 年度の実績値は、小学校が 74.9%、中学校が 72.6%となっております。2 ページをご覧ください。こちら施策（1）でございます。こちらについては、評価指標が二つございまして、上段が学力、下段が体力に関する指標でございます。3 ページをご覧ください。左側には、計画に掲げております取組内容を、そして右側には令和 5 年度取組結果を記載しております。主な内容について、ご説明していきます。取組内容①（ア）モデル校におきましては、タブレット端末を活用し、映像教材による学習に取り組みました。続いて取組内容②（イ）小学校では、体力向上プログラムを全校に拡充して実施いたしました。

4 ページをご覧ください。5 年度の実績値などを踏まえまして、点検及び評価を記載して

おります。（ア）全国学力学習状況調査の令和5年度の結果について記載しております。続いて、（カ）学校外の屋内温水プールを活用した水泳指導について、児童及び教員に対して実施したアンケート結果、そして6年度は27校が実施すること、さらには新宿とお花茶屋に新たな受入先となる屋内温水プールを整備することなどを記載しております。

続きまして、5ページをご覧ください。こちらから施策（2）でございます。取組内容②（ア）4年度は1泊2日で短縮実施いたしました小学校の日光移動教室について、2泊3日で実施したことなどを記載しております。

6ページをご覧ください。点検及び評価でございます。（ア）自分にはよいところがあると思うという評価指標については、小・中学校ともに4年度と比べ実績値は増加したことなどを記載しております。

基本方針1については、以上でございます。

続きまして、9ページをご覧ください。こちらから基本方針2でございます。10ページをお開きいただきますと、こちらから施策（1）となります。ご説明については、11ページをご覧ください。取組内容①（ア）早寝・早起き・朝ごはん食べようカレンダーの制作配付。そして朝食レシピコンテストの実施。（イ）では、パンフレット「かつしか家庭教育のすすめ」の改訂などについて記載しております。

13ページをご覧ください。こちらから施策（2）でございます。ご説明については14ページをご覧ください。取組内容②（ア）放課後子ども事業につきましては、外国人英語指導員を派遣した英語プログラムを全校で開始したこと。（ウ）校内に学童保育クラブを設置した小学校が41校となったこと。また取組内容③（ウ）中学校部活動の地域連携・地域移行については、検討会を開催して、6年度以降の取組について検討するとともに、協議会の設置に向けた準備を行ったことなどを記載しております。

15ページをご覧ください。点検及び評価でございます。（オ）学童保育クラブの待機児童が特に多い学校について、学童保育クラブ待機児童対象の放課後居場所事業を、6年度にモデル実施することなどを記載してございます。

16ページをご覧ください。こちらから施策（3）でございます。取組内容①（コ）学校給食の完全無償化を実施したことなどについて記載しております。

基本方針2については以上でございます。

続きまして18ページをご覧ください。こちらからは基本方針3でございます。19ページからが施策（1）でございます。ご説明については20ページをご覧ください。取組内容③（イ）小学校1年生から中学3年生まで全ての区立学校及び保田しおさい学校に外国語指導助手を配置したこと。（ウ）小学校5・6年生に加えまして、中学1年生を対象とした体験型英語学習施設を活用した英語体験プログラムを実施したこと。（オ）中学校2年生を対象に年2回、夕

タブレット端末を活用してオンラインによる海外交流体験を実施したことなどを記載しております。

21 ページをご覧ください。点検及び評価でございます。（エ）6年度から「English Challenge コース」を実施し、英語によるコミュニケーション能力を高めていくことなどを記載しております。

続いて、22 ページをご覧ください。こちらから施策（2）となります。ご説明については23 ページでございます。取組内容①（オ）ペアレントトレーニング講座の実施。（カ）全小学校において1人1台タブレット端末を活用した多層指導モデルを実施したことなどを記載しております。

24 ページをご覧ください。取組内容③（ウ）夏季休業中に日本語夏期講座を5日間ずつ2回実施したことなどを記載しております。

25 ページをご覧ください。点検及び評価でございます。1番下の（ス）「ふれあいスクール明石」のあり方の検討。おめぐりいただいて26ページの（テ）「にほんごステップアップ教室」については、6年度に新小岩中学校に新規に設置することなどを記載しております。

27 ページをご覧ください。こちらから施策（3）となります。ご説明については28 ページをご覧ください。取組内容①の一番下（カ）でございます。葛飾区学校適正規模等に関する方針を踏まえまして、令和7年4月に木根川小学校と渋江小学校の学校統合を行うことなどを記載しております。

29 ページをご覧ください。取組内容③（イ）学校司書の配置日数については、5年度から42週を確保したことなどを記載してございます。

基本方針3については以上でございます。

続きまして、31 ページをご覧ください。こちらから基本方針4でございます。32 ページをお開きください。こちらから施策（1）でございます。取組内容①（ア）「かつしか区民大学」では、延べ受講者数が増加したことなどを記載しております。

36 ページをご覧ください。こちらから施策（2）となります。ご説明は38 ページでございます。取組内容②（イ）「葛飾柴又の文化的景観」については、重要な構成要素、所有者等を支援する奨励金制度及び修理・修景等に対する補助制度を検討し、創設したこと。（ウ）「かつしか郷土かるた」については、区公式YouTubeにおいて、団体戦正式ルール動画を配信したこと。（カ）地域資料の収集・充実におきましては、ゆかりの作家、加太こうじ氏に関する講演会及び資料展示を行ったことなどを記載しております。

42 ページをご覧ください。こちらから施策（3）でございます。43 ページをご覧ください。取組内容②でございます。（ア）から（カ）に記載の施設整備を行ったこと。そして取組内容③では、（ア）令和5年10月に新小岩図書サービスカウンターを開設したことなどを記載して

おります。

基本方針4については、以上でございます。

基本方針についての説明は以上となりますが、44 ページから 55 ページには学識経験者による意見。そして 56 ページから 64 ページにつきましては、用語解説と調査概要。さらには、別添で参考資料といたしまして、7月8日に開催されました葛飾区教育振興基本計画推進委員会で委員の方々から頂いたご意見と、それに対する事務局の考えをまとめました意見等要旨を添付してございますので、ご参照いただければと存じます。

ご説明は以上でございます。

○教育長 ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見がございましたらお願いしたいと存じます。

上原委員。

○上原委員 5 ページのところに、「子どものよさを活かす教育の推進」というので、「自分にはよいところがある」という肯定的な回答をした子どもが増えているというのがありました。これはすごくよいことだなと思っています。これからいろいろな困難なことがあったとしても、自分を肯定できる子というのは、伸びることができるのです。そこから立ち直ることができるのです。ところが、自分を肯定できない子というのは、結局、何かあったときに、またそこでつまずいてしまうということが、非常に多いと思います。

元年度から比べると肯定的な回答が増えてきていると思いますが、子どもたちが自分を肯定するという点について、教育委員会としてはどのような努力をされたのでしょうか。

○教育長 教育指導課長。

○教育総務課長 委員に、今、おっしゃっていただきましたとおり、自己肯定感の醸成につきましても、ここ数年、特に学校が取り組んできたことが、こういった数字に表れたことは、学校の努力の成果だと思えます。具体的には、道徳の教科の中での取組でしたり、また学校行事がここに来て充実をしてみりましたので、そういったところで、一人一人の活躍の場が担保できている、そのような成果だと捉えております。

何より、やはり学級担任、また管理職を含めた学校教職員の一人一人の関わりの中で、こういった数字に結びついていくところは、教育指導課といたしましてもうれしいことと捉えております。

以上でございます。

○教育長 上原委員。

○上原委員 子どもたちは教壇に立っている人たちに対して、挫折をしたことがないと思っているのですよね。いわゆる挫折体験みたいな話を振ってあげたりすると、子どもたちはすごく興味を持つのです。

ですから、特に道徳の時間は、先生方もいろいろなところで挫折したとか、そういったことについても話してあげるといいのかなと思っておりませんが、いかがでしょうか。

○教育長 教育指導課長。

○教育総務課長 まさに委員のお話のとおりでございますが、教師は子どもたちにとって、ただ単に教科指導をするだけでなく、やはり家族以外に一番長く時間を過ごす身近な大人です。そのような中で、人として接していくことを研修など教職員との関わりの中で、こちらも伝え続けていきたいと考えております。

ありがとうございます。

○教育長 上原委員。

○上原委員 最後です。私も、中学校で労働関係のお話の中で自分自身の挫折の話もしたときに、その後のアンケート調査の中で、もっと話を聞きたかったという子どもの声が結構あったのです。そういった意味でいくと、実体験をもとにした話も道徳の授業の中にもっと増やしていくといいのかなと思いました。

教科書採択の話し合いでもあったように、道徳の授業についてはいろいろな考えがあります。そのことを授業の中に入れていくということが今後、必要になってくるのではないかなと思いますので、取組の仕方をいろいろ工夫していただきたいなと思います。

こちらは要望です。

○教育長 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

谷部委員。

○谷部委員 1 ページ目ですが、やはり学校が好きであるという数字がなかなか伸びていかない。7割の子が好きと答えているけれども、残りの3割の子たちはどう思っているのかなというところがすごく気になりました。嫌いだと思っているのか、それとも好きとまでは言えないような感じなのか、そのあたりの分析などは行っておりますでしょうか。

○教育長 教育指導課長。

○教育総務課長 この数字につきましての詳細の分析は行われていないところでございます。

ただ、こういった肯定的な回答をしていない、まさにこの26%、3割近い子どもたちに目を向けるという視点を持ってその背景を分析していくことについては、今後取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○教育長 よろしいですか。ほかにいかがでしょうか。

井口委員。

○井口委員 基本方針1に関連してなのですが、学識経験者の先生方のご指摘にもあるとおり、親世代の経済格差が、子どもの経験格差としてかなり出てきています。そのような中

で、学校教育の中での行事や宿泊体験の充実はとても大事なかなと思います。

あともう一つ、異年齢集団での縦割り班活動を一時積極的に行っていた学校が多くありましたが、コロナで実施できなくなった後、なかなか再開できないところがあるのかなという気がします。そういう活動というのは、学校に対する魅力を感じる一つの大きなものであるので、ぜひその辺も充実させていただければかなと思います。

あと、もう一点。いわゆる授業スタンダードができて結構年数がたつと思うのですが、取り扱いの仕方が学校によってかなり差があって、教室のどこから見てもスタンダードが見やすいように掲示されている環境を保っている学校もあれば、全くない学校もあります。一時期は掲示された資料に印をつけて「これ頑張ろうよ」ということでやっていて、とてもいいものだったのですが、年数も経過しているので、内容の見直しが必要なのかもしれません。それと同時に活用の仕方について考えてみる必要があるのかなと感じました。

○教育長 ありがとうございます。

教育指導課長。

○教育総務課長 かつしかスタンダードの趣旨徹底につきましては、私どもも学校の差を感じるところでございます。また、見直しにつきましては、今年度、学力向上委員会におきまして、その内容の精査と言いますか、残すものや継続するもの、新たに取り組むものなどの検討を進めているところでございます。

説明は以上でございます。

○教育長 主体的・対話的な深い学びにするのにはどうしたらいいかということは、常に考え実践していかなければいけないかと思っておりますので、取り組んでまいりたいと思います。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、お諮りをいたします。議案第 58 号について、原案のとおり可決することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 異議なしと認め、議案第 58 号について原案のとおり可決といたします。

以上で議案等を終わります。

続いて、報告事項等に入ります。

それでは、報告事項等、既に終了したものを除きまして進めてまいります。報告事項等の 2 「『かつしかのきょういく』(第 155 号)の発行について」の報告をお願いします。

教育総務課長。

○教育総務課長 それでは、「『かつしかのきょういく』(第 155 号)の発行について」の説明を申し上げます。

こちらは令和 6 年 10 月 31 日の発行予定でございます。まず 1 ページでございます。東新小

岩運動場のオープンについて掲載いたします。こちらのページはカラー印刷といたします。

おめくりいただきまして、2ページから3ページの上段にかけては、今年の夏の全国大会や都大会などに出場した児童・生徒の紹介。3ページの下段については、教科書の採択結果について掲載いたします。

おめくりいただきまして、4ページ及び5ページをご覧ください。1面の東新小岩運動場のオープンに関連いたしまして、スポーツ施設の利用促進を図るための特集記事をカラーページで掲載をいたします。

おめくりいただきまして、6ページの上段には、TOKYO GLOBAL GATEWAY、イングリッシュキャンプ、岩井臨海学校の実施報告。下段には、第11回かつしかふれあいRUNフェスタの開催告知と奨学金制度等の紹介でございます。

7ページの上段には、教育長室から。下段左側には、教育委員会の動き。そしてその右側には、かつしかいじめホットラインの紹介記事を掲載いたします。

おめくりいただきまして、最後の8ページ、こちらのページもカラー印刷となりますけれども、上段に葛飾区トップアスリートの新規認定者の紹介とパリのオリンピック・パラリンピックに出場された葛飾ゆかりの選手の方々のご紹介。下段には、屋内温水プールの整備。そして、区民大学15周年特別講演会の開催告知の記事を掲載してまいりたいと考えてございます。

説明は以上でございます。

○教育長 ただいまの報告につきまして、ご質問、ご意見等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、以上で報告事項等の2を終わりといたします。

次に、報告事項等の5「柴又地域における学校改築の方向性について」の報告をお願いします。

学校施設担当課長。

○学校施設担当課長 それでは、私から「柴又地域における学校改築の方向性について」のご説明を申し上げます。

(1) 「趣旨」でございますが、柴又小学校、東柴又小学校及び桜道中学校の一連の学校改築につきましては、令和5年9月の報告以降、学校に関わりのある地域の方々や学校関係者を中心に構成された「柴又地域学校改築懇談会」を令和5年11月に発足し、柴又地域の児童・生徒にとって望ましい学校改築にするため、様々な観点から議論を重ねてまいりました。

今回、改築懇談会としての柴又地域の学校改築に関する方向性がまとまったため報告するものでございます。

(2) 「各学校の現状」につきましては、記載のとおりとなっております。敷地面積におきましては、柴又小学校が7,646平方メートル、東柴又小学校が1万215平方メートルとなっ

ており、約2,500平方メートルほど東柴又小学校のほうが広がっている現状でございます。
また、令和6年5月1日時点の児童・生徒数、学級数は柴又小学校が332人、うち特別支援学級が26人、16学級、うち特別支援学級4学級となっており、東柴又小学校が288人12学級、桜道中学校が406人、12学級となっております。

次ページをご覧ください。2「検討経過」でございますが、(1)「改築懇談会開催状況」のとおり、第2回では、各委員にアンケートを実施し、検討課題を共有し、また第4回では、望ましい学校数や学校規模について。また第5回では、学校の想定規模や防災機能などについて議論を進め、柴又小学校の単独改築、また柴又小学校と東柴又小学校の学校統合を行った上で、小学校を改築し、小学校空き校舎を仮設校舎として桜道中学校の改築を進める柴又地域一連の学校改築事業について、これまで9回の検討懇談会において様々な視点から議論を重ねてまいりました。

次ページをご覧ください。(2)「新校舎の施設規模」でございますが、柴又地域一連の学校改築事業において、柴又小学校敷地に新校舎を建設する場合、高さ制限により3階建てとなり、校庭面積は約2,300平方メートルとなる一方で、東柴又小学校敷地に新校舎を建設する場合、4階建て校舎が建設可能であり、校庭面積も5,600平方メートル確保することが可能となります。

3「柴又地域における学校改築の方向性」でございますが、改築懇談会において、様々な議論を重ね、改築懇談会としての意見は、敷地が広く4階建て校舎が建設可能な東柴又小学校敷地が新校舎整備地として望ましいとの方向性にまとまりました。こうした、改築懇談会の検討結果を踏まえ、次のとおり柴又地域における学校改築に向けた取組を進めてまいります。

次ページをご覧ください。図をご覧くださいながらご説明申し上げます。まず上の図、小学校でございますけれども、①柴又小学校の敷地で柴又小学校と東柴又小学校の学校統合を行います。その際、柴又小学校を一部増築し、受入れ可能な施設規模校舎に整備をする予定でございます。②空き校舎となる東柴又小学校跡地に統合小学校の新校舎を建設いたします。③新校舎竣工後、統合小学校が新校舎に移転する予定でございます。

次に下の図の桜道中学校でございますが、④空き校舎となる柴又小学校敷地に仮校舎として利用できるように改修した上で、桜道中学校が移転いたします。⑤桜道中学校の既存校舎を解体し、新校舎を建設いたします。⑥新校舎竣工後、桜道中学校が新校舎に移転するものでございます。

4「今後の進め方」でございますが、先ほどの方向性を踏まえ、今後、保護者・地域住民への説明会を開催いたします。また、学校改築の基本的な考え方となる「改築基本構想・基本計画」を、改築懇談会にて引き続き検討を進めてまいります。

5「柴又地域学校改築懇談会における学校改築の検討について」抜粋版でございますが、別

添のとおり添付してございます。別添資料をご覧ください。

別添資料のまず1枚目をおめぐりいただきまして、こちらには改築懇談会を発足し、検討の経緯やまとめについて記載をしてございます。次ページをご覧ください。第8回の改築懇談会におきまして、全30名の委員の内、当日欠席された方などを除く25名で投票を行った結果、過半数を超える16名の方が東柴又小学校改築候補地とする一連の改築事業、C案とさせていただきますが、C案に賛成との意見がまとまりました。改築懇談会においては、各案への様々なご意見、ご要望を頂いております。1例ではございますが、柴又地域の避難所機能は、引き続き3カ所残してほしい。また柴又街道を横断する児童が増えるので、安全対策をしっかりとってほしい。また、将来にわたり柴又地域が持続可能な発展ができるよう、子どもを預けやすい安全・安心な放課後支援環境を整備してほしい。可能な限り、こうしたご意見・ご要望にもお応えできるように、引き続き地域の声を聞きながら、丁寧に学校改築事業を進めてまいります。

私からの説明は以上でございます。

○教育長 ただいまの報告につきまして、ご質問、ご意見などございましたらお願いしたいと思っております。

田中委員。

○田中委員 ご報告ありがとうございます。検討委員会の意見にもありましたけれども、愛着がある学校なので残してほしいという地元の声はあるかと思っておりますので、そこに寄り添っていただいた上で、ご判断いただく必要があると思っております。

現状の生徒数を考慮すると統合もやむを得ないと思っておりますが、柴又地域にマンションが建築された場合、人口が急増する可能性があると思っております。ですので、仮に東柴又小学校に統合された場合に、柴又小の敷地の活用については考慮する余地が残るという理解でよろしいでしょうか。

○教育長 学校施設担当課長。

○学校施設担当課長 まず、現状の柴又小学校及び東柴又小学校の通学区域における児童数でございますけれども、柴又小学校は現状から大きな増減が見られない一方で、東柴又小学校の通学区域に関しましては、若干の減少傾向が見られているというところでございます。我々としては、将来的に5年後、6年後には単学級が生じる可能性もあると考えているところでございます。

また、マンションの建設などにより児童・生徒数が増加する可能性もありますけれども、そうした場合には引き続き、通学区域の設定なども踏まえながら適正な学校規模を維持していきたいと考えてございます。

また、将来の柴又小学校の敷地活用予定でございますけれども、小学校の改築後桜道中学校の改築でも仮設校舎として活用しますので、相当の期間を要すると考えてございます。早急に

跡地活用を決めるということよりは、これから先、どのように活用していくのかを地域の皆さんと情報交換しながら検討を進めてまいりたいと考えているところでございます。

○教育長 田中委員。

○田中委員 教えていただきありがとうございます。どうなるか分からない部分が多い時代です。余地を残してご検討いただければいいかなと思いました。

ありがとうございます。

○教育長 ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、以上で報告事項等の5を終わりといたします。

次に、報告事項等の7「『いじめ対応サポーター』の配置について」の報告をお願いします。

教育指導課長。

○教育指導課長 それでは、「『いじめ対応サポーター』の配置について」のご報告をいたします。

本件は東京都が10/10補助する事業「子どもが安心して生活できる学校づくり検証事業」を活用いたしまして、学校におけるいじめ対策の強化を目的として、学校に区の会計年度任用職員として「いじめ対応サポーター」を配置し、いじめを早期に発見、解消し、深刻化させないための仕組みづくりを行うものでございます。令和6年10月1日より上千葉小学校に配置すべく、現在公募選考を進めているところでございます。

「職務内容」に関しましては、資料のとおりでございまして、具体的には、各学級の授業観察を行いまして、児童のよさ、また気になる様子を把握し、管理職及び担任に速やかに報告して共有し、必要に応じて児童に対する具体的な指導について助言をいたします。また、万が一いじめが発生した場合には、聞き取りについての助言や立ち会いをし、迅速かつ正確に事実確認を行い、さらにそういったいじめが発生した学級に入りまして、児童が安心して生活できるように見守りを強化する、そのような取組を行うものでございます。

資料の2ページ目、任用に関しましては、令和6年10月1日から令和7年3月31日までを予定しております。

予算処置は、資料のとおりでございまして、歳出予算は既存の予算内で対応し、補助金につきましては、既存の歳入科目において経理を行ってまいります。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○教育長 ただいまの報告につきまして、ご質問等ございましたらお願いしたいと思います。

谷部委員。

○谷部委員 まずいじめ対応サポーターの方は、その学校に常駐するという形なのかということと、上千葉小学校に1名でということなのですが、東京都の補助事業なので将来的にこれが増えていく可能性があるのかということをお聞きしたいです。また、いじめ対応サポーターと

いうネーミングは東京都からきたのでしょうか。というのは、名称がストレート過ぎて、いじめ対応サポーターが配置されましたとなると、何かあったのかなという印象も与えかねず、安心感よりも不安感が高まるのではないかと素朴に思ったので、そこを質問したいと思いました。

○教育長 ありがとうございます。

教育指導課長。

○教育指導課長 配置につきましては、基本的には上千葉小学校に常駐をいたしますが、それ以外にも現在、いじめ重大事態として調査を進めております学校への支援や協力等にも関わっていただくことも想定をしております。

そして、今年度以降につきましては、今回の成果を見極めまして、また東京都からの補助の状況も勘案した上で、区としても増員等も検討をしております。

そして、名称につきましては、東京都のこの検証事業で定められております名称でございますが、子どもたちへの紹介等につきましては、学校と検討して考慮してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○教育長 よろしいですか。

○谷部委員 ありがとうございます。

○教育長 ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、以上で報告事項等の7を終わりといたします。

次に、報告事項等の8「令和6年度全国学力・学習状況調査の実施結果について」の報告をお願いします。

教育指導課長。

○教育指導課長 「令和6年度全国学力・学習状況調査の実施結果について」のご報告をいたします。

まず「調査の目的」でございますが、全国的な児童・生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、学校における教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てること。また、その取組を通しまして、教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立することとなっております。

「調査の対象」でございますが、国・公・私立学校の小学校第6学年、中学校第3学年の全児童・生徒となっております。調査結果の取りまとめ、平均値の算出は公立学校の児童・生徒を対象としております。

「調査の内容」でございますが、今年度は教科に関する内容（国語、算数・数学）の2教科でございます。出題範囲は、資料のとおりでございます。あわせて、学習意欲等に関する質問調査も行われております。

調査は、令和6年4月18日に行われました。なお、質問調査は19日から30日までの期間内に実施をしております。

資料の2ページ、3ページが教科に関する調査の平均正答率について、令和2年度からの5年間をまとめた表でございます。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により中止となっております。

グラフにつきましては、葛飾区と全国の平均正答率の差を、平成27年度からの10年間の推移についてお示ししているものでございます。

調査結果につきまして、小学校に関しましては国語の葛飾区の平均正答率が68.0%で、全国を0.3ポイント上回りました。算数につきましては、63.0%の平均正答率で、全国を0.4ポイント下回っております。次に中学校の平均正答率でございますが、国語につきましては、葛飾区の平均正答率が57に対し、全国と差は縮まりましたが、マイナス1.1ポイントとなっております。数学につきまして、葛飾区が51.0%、全国とはマイナス1.5ポイントの差となっております。

4ページ、5ページをご覧ください。これは質問調査の中から、いくつか抜粋をしたものでございます。小・中学校ともICT機器を活用した学習の効果につきましては、実感していることは数値にも表れておりますが、小学校における機器の活用回数に関する質問で昨年度を下回っていることは課題と受け止めております。そして、(4)から(6)、学習に向かう意欲を問う質問では、小・中学校とも全ての質問で昨年度を上回った点で、各校の努力の成果と受け止めております。

次に、6、7ページに調査結果をまとめております。問題を教科についての3観点。問題の形式を「選択式」「短答式」「記述式」の三つの項目に分類して傾向を分析しております。

教科に関する調査においては、小学校で国語の知識・技能と思考・判断・表現及び算数の思考・判断・表現で全国平均を上回っておりますが、算数の知識・技能で下回り、国語では国語の知識・技能で全国平均に近づきましたが、数学の思考・判断・表現での差が特に大きいと言えます。

また小・中学校ともに、基礎的・基本的な知識・技能には一定の定着が見られた一方で、自らの考えを記述する思考力・表現等には、課題が残ります。

7ページの後段から、今後の取組について記載してございます。これらの状況を受けまして、ICT機器の活用に関する項目で、小学校の使用に関して昨年度また東京都・全国平均を下回ったことについては、各校に具体的な取組の活用の状況を確認し、取組を促していくこと。また、質問肢の項目で、「課題解決に向けて自分で考え、自分から取り組む」「学習内容を見直し、次の学習につなげる」において、昨年度は先ほど申し上げましたように上回っておりますが、東京都の平均、全国の平均を下回っていることも課題としております。

今後につきましては、自らの考えを記述、口述等、多様な方法により表現をする場面を増やして、思考力・表現力を高めてまいりたい。また、タブレット端末のより一層の活用。ICT機器を授業に積極的に使用している学校の好事例を紹介し、効果的な活用をさらに推進してまいること。そして、今年度の結果を受けまして、各学校に調査結果の分析と検証、また2学期以降の具体的な取組の計画の作成を求めまして、教員一人一人の授業改善を推進してまいりたい、このように考えております。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○教育長 ただいまの報告につきまして、ご質問、ご意見等ございましたらお願いしたいと思います。

壺内委員。

○壺内委員 葛飾区の、特に小学校は、国語と算数について全国平均より少し低いということですが、よく頑張っているなどと思います。中学校についても、これから研究発表会もあると思いますが、先生方が非常に頑張っていて、確実に伸びているなど考えています。やはり授業改善を進めながら、特に中学校の数学の問題、非常に大きな課題であるなど私自身も感じています。個別指導についてももう少し徹底しながら、さらなる頑張りを期待したいと思います。私からの要望です。

○教育長 ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。

田中委員。

○田中委員 4ページと5ページには小学校・中学校の質問とその結果が書かれていますが、教育指導課長がおっしゃったように、(4)(5)(6)が令和5年度に比べて増加しています。最後に今後の施策が書かれているのですけれども、上がった要因が何だったのかを理解し継続していくと、全国や東京都の平均に近づき追いついていくことになるのかなと思うのですけれども、そのあたりの分析状況はいかがでしょう。

○教育長 教育指導課長。

○教育指導課長 ありがとうございます。教育指導課におります小学校・中学校各1名の学校経営サポーターも分析に関わっております。特に、例えば教科を問わず授業の最後には必ず振り返り、自分の考えを文章でまとめる取組をしている学校で、教科に関する調査や質問調査の結果が伸びている学校については、そういった、サポーターを中心に取組の分析を進めておりますので、好事例の横展開を進めてまいりたいと思っております。ありがとうございます。

以上でございます。

○教育長 田中委員。

○田中委員 ありがとうございます。授業の振り返りということですが、教科書採択の時にも話が出たように、思考が深まってより自分の考えを整理できるのかなと思いました。

それがいい結果につながっているという話があったので、ぜひ学校の好事例を紹介して、広げていただければと思います。

○教育長 ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。

井口委員。

○井口委員 資料に書かれているとおりののですが、自ら考え、表現し記述することはずっと課題になっています。それは葛飾区に限らず、都でも全国でもそうなのですが、だからやむを得ないという考えにはならず、改善していこうという取組が必要だと思います。

授業のまとめ・振り返りの話が出ましたけれども、これはとても大事なことでと思います。感想でもいいので必ず毎回自分の言葉で記述するということを全区的に取り組んでいけば、必ず好成果につながっていくのではないかという気がします。教育委員会主導での授業スタンダードの見直しを含めて、ぜひ取り組んでいただきたいです。

今朝のニュースで、5年連続全国1位となったさいたま市の取組も紹介されていたけれども、やはり何年も繰り返し、市全体として継続していった結果だと思うのです。ですので、葛飾区でも伸ばす余地があると好意的に考え、力を入れてやっていただきたいと思います。要望です。

○教育長 ありがとうございます。ご意見を踏まえて検討してまいりたいと思います。

ほかにはいかがでしょうか。よろしいですか。

上原委員。

○上原委員 記述については特に繰り返しが大切で、一度正しい形を覚えてしまうとできるのですが、それまで結構時間がかかるのです。現在の就職試験では自分の言葉で書くということが必要になっているので、毎回繰り返していかないといけないのです。

以前聞いた話ですが、就職試験で「山梨県を幾らで買いますか」という質問が出たということです。山梨県には海はないけれども、鉱物があったりとか富士山があったりとか、そういうのでどれくらいで金額に見積もれますかという、それをグループで話し合うという課題があったとのこと。そうしたときに、自分の言葉でしゃべれるということが、すごく大切なのです。葛飾区の子どもたちがそういった試験で困ることがないように、何回も練習して形をつくるということが大切だなと思います。

要望、考えていただければと思います。

○教育長 ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。

井口委員。

○井口委員 少し付け加えて、さらになのですが、授業は小学校が各45分、中学校が各50分で、1日5時間、6時間ありますよね。それがずっと年間、千何十時間とあるわけで、その時間の最後に、必ず自分の考えを書く。年間千時間書かせていったら、すごい経験になるのではないかな。

これは、いわゆる机の上でやる学習ではありません。体育などの技能的な教科については、文章ではなくてもいいから口述で発信していくことを、必ず全部の授業で取り組むようにしていったら、力がつくのではないかな。

ぜひ、お願いしたい。

○**教育長** ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、以上で報告事項等の8を終わりといたします。

次に、報告事項等の9「令和6年度岩井臨海学校の実施結果について」の報告をお願いします。

教育指導課長。

○**教育指導課長** それでは、「令和6年度岩井臨海学校の実施結果について」のご報告をいたします。

岩井臨海学校は、海の自然環境に親しみ、海浜での豊かな体験活動を通して、心・体の健康づくりの観点と、宿泊を通じた連帯感、協調性の醸成を主な目的としております。

今年度は令和6年7月22日から8月3日までの12期に分かれまして、1泊2日の日程で行われました。日程を通して、ほぼ晴天。気温や水温も適度で、全ての学校が海での活動を実施することができました。

実施場所は、千葉県南房総市、通称岩井海岸です。昨年度までは、自然体験を組み合わせ実施いたしましたが、今年度から到着した日の午後、翌日の午前中と2回、海での活動を行いました。背が立つ範囲で、波や海水の感触を味わい、砂場でのサンドアート、砂遊びや貝拾いなどの2時間前後の活動を行っております。

対象は小学校第5学年児童で、49校の合計3,271名の児童が参加いたしました。不参加の児童は、3.9%でございました。

実施中の体調不良は、資料のとおりでございますが、重篤な状況に至った児童はおりません。

海での活動が初めての児童も多くいましたが、子どもたちにとっては、小学校生活初めての宿泊教室であり、大変充実した2日間を過ごしたと報告を受けております。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○**教育長** ただいまの報告につきまして、ご質問、ご意見ございましたらお願いしたいと思えます。いかがでしょうか。

井口委員。

○**井口委員** ご苦労さまでした。この三つの目標を達成するために、私は1泊2日の現行の実施で十分なのか、2泊3日にできないのかと思っています。検討委員会立ち上げて検討していると聞きましたけれども、現段階での方向性のようなものが分かれば教えていただきたいなと思います。

○教育長 教育指導課長。

○教育指導課長 ありがとうございます。2泊3日の実施につきましては、受入れ先の宿泊施設の確保というところに大変大きな課題がございます。現在、分泊という形でも行っておりますが、それをどのように1施設当たりの受入数を増やしていくのか、また施設の数を増やすことができるのか。そちらが今、大きな課題として上がっているところでございます。

委員の皆様からも、可能であれば2泊3日という声も上がっておりますが、また一方で安全体制の確保についての課題等も上げられているところです。例えばライフガードの委託についても予算措置を含めて検討しているところでございますが、最も大きな課題は宿泊施設の確保であります。

以上でございます。

○教育長 検討中との回答がありました、いかがでしょうか。

井口委員。

○井口委員 方向性としては、2泊3日を目指して検討しているということによろしいのですか。

○教育長 教育指導課長。

○教育指導課長 検討委員会の中では、2泊3日を目指したいという意見が大勢ではございますが、全校からの反省事項の中には、安全の担保や教員の負担の増加という点で、そうでない意見もございますので、総合的に勘案していくことも必要だと考えております。

以上でございます。

○教育長 井口委員。

○井口委員 実施、今年度が終わって、来年度の計画を立てていくと思うのですけれども、来年度については1泊2日での実施と理解してよろしいのですか。

○教育長 教育指導課長。

○教育指導課長 その点も含めまして、まだ検討中の段階でございます。

以上でございます。

○教育長 よろしいでしょうか。

○井口委員 はい。

○教育長 ほかにはいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、以上で報告事項等の9を終わりといたします。

次に、報告事項等の10「令和6年度イングリッシュキャンプの実施結果について」の報告をお願いします。

教育指導課長。

○教育指導課長 それでは、「令和6年度イングリッシュキャンプの実施結果について」のご

報告をいたします。

「目的」は、英語を公用語とする語学環境の中での生活を経験することによって、コミュニケーション能力及び21世紀型能力の育成を図るというものでございます。

今年度は、令和6年7月31日から8月2日までの2泊3日、福島県にございます、語学研修施設「ブリティッシュヒルズ」において行われました。

これに先立ちまして、事前学習として総合教育センターにて7月6日及び22日の2回にわたりましてプレキャンプも行われております。

メインキャンプ、「ブリティッシュヒルズ」におきましては、マナーハウスのツアーを始めとする資料のとおり活動を行い、2日目の夜には、テーブルマナー講座等も行われております。

参加した生徒からは、英語を公用語とする語学環境の中で、英語に対する学習意欲が高まった等、大変前向きな意見が聞かれております。

今後につきましては、事後学習といたしまして、各校における報告を予定しております。

説明は以上でございます。

○教育長 ただいまの報告につきまして、ご質問、ご意見ございましたらお願いしたいと存じます。

壺内委員。

○壺内委員 本当にこのイングリッシュキャンプ、とてもいい考えだと思います。これから、ますます英語のコミュニケーション能力がとにかく必要になってきます。

ですが、定員96人に対して135名と応募の人数が多く、残念ながら漏れた方が39人いるわけです。中学2年生や3年生は本当にまだまだ子どもでございます。この落選した子どもたちのフォローについては学校だけでなく教育委員会でもしてあげないと、関心や意欲に悪影響を与えて将来に影響する可能性も否定できませんので、よろしくお願ひしたいと思います。

同時に、英語教員の負担もこれまた大きいです。このあたり、課題にもありますように、他の教科の先生方も行けるよう検討していただきたいなと考えておりますが、いかがでしょうか。

○教育長 教育指導課長。

○教育指導課長 残念ながら、例年、応募倍率が大変高く、実際にキャンプに参加できない生徒もおります。そういった英語に対する意欲の高い生徒たちに関しましては、例えば、今年度から始まりました、かつしかチャレンジプログラムのイングリッシュチャレンジコースへの参加を促す、また各校での英語のALTとの関わりを増やすなど、サポートをこれからも進めてまいりたいと思います。

そして、英語科の教員の負担軽減に向けた他教科の教員の引率に関しましても、英語科の校長会やその運営の主体となっている管理職の先生方ともご相談をいたしまして、特にこの宿泊

には生活指導という側面もございますので、他教科の教員も引率できる体制づくりを、今後に向けて進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○教育長 壺内委員、よろしいでしょうか。

○壺内委員 はい。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、以上で報告事項等の 10 を終わりいたします。

次に、報告事項等の 11「令和 6 年度葛飾区中学校総合体育大会の実施結果について」の報告をお願いします。

教育指導課長。

○教育指導課長 それでは、「令和 6 年度葛飾区中学校総合体育大会の実施結果について」のご報告をいたします。

本大会は、令和 6 年 5 月 19 日から 7 月 13 日まで区内の中学校や奥戸スポーツセンター等におきまして開催されました。

実施競技につきましては資料のとおりでございますが、特に都大会でよい成績を収めました学校、種目についてご報告いたします。軟式野球では、水元中学校が都大会でベスト 16、新宿中学校がベスト 32 に入っております。卓球につきましては、区内で優勝しました高砂中学校が都大会でベスト 16 に入っております。

2 ページにまいりまして、バスケットボールについては区内の男子で優勝しました堀切中学校が、都大会でベスト 32。女子で 2 位に入りました東金町中学校が、都のベスト 32。サッカーの男子、区で 4 位の葛美中学校は、都大会でベスト 16 に入っております。

そして、バドミントンについては、区で優勝いたしました男子の亀有中学校が都でベスト 32。東金町中学校は、ベスト 16。またソフトボールにつきましては、奥戸・常磐・上平井中の合同チームが区で優勝しておりますが、都の中でベスト 8 に入っております。

3 ページにまいりまして、剣道につきましては、立石中学校の男子が都大会で 5 位及び敢闘賞を受賞しております。立石中学校の女子剣道は、都大会で 3 位に入賞しております。

ご報告は以上でございます。よろしく願いいたします。

○教育長 ただいまの報告につきまして、ご質問、ご意見ございましたらお願いしたいと存じます。よろしいでしょうか。

それでは、以上で報告事項等の 11 を終わりいたします。

次に、報告事項等の 12「屋内温水プール施設の整備の進捗状況について」の報告をお願いします。

学校教育推進担当課長。

○学校教育推進担当課長 それでは、「屋内温水プール施設の整備の進捗状況について」のご説明をさせていただきます。

本件につきましては、「今後の水泳指導の実施方法に関する方針」の実施計画に基づき、学校施設として整備を予定しております、区内2カ所の屋内温水プール施設について、整備の進捗状況についてご報告をさせていただくものでございます。

まず2「(仮称)新宿地区屋内温水プール」でございますが、(1)「現在までの進捗」でございますが、設計業務については、今年度中の設計完了を目指し、現在、実施設計を進めているところでございます。また地域への説明ですが、7月に地域説明会を実施し、基本設計(案)の説明を行ったところでございます。

次に(2)「今後の主な予定」でございますが、11月頃に既存建物の解体工事の説明会を行い、その後、実際の工事を開始し、翌年の令和7年5月に解体工事が完了する予定でございます。

(3)「整備スケジュール」の予定でございますが、こちらについては、当初、供用開始を令和9年4月からとしておりましたが、建設業における週休2日の促進に伴いまして、建設工事期間の延長を予定しておりまして、記載のとおり供用開始を令和9年10月にスケジュールの変更をいたす予定でございます。

次のページに移りまして、3「(仮称)お花茶屋地区屋内温水プール」でございますが、(1)「現在までの進捗」ですが、設計業務につきましては、今年度中に基本設計(案)の取りまとめを目指しておりまして、この度、ゾーニング(案)を作成したところでございます。

恐れ入りますが、3ページ目の別紙をご覧ください。こちらがゾーニング(案)となります。建物につきましては、2階建てを予定しておりまして、まず1階は敷地西側にバスが3台停車できる場所を確保する予定でございます。また、1階にはプールを7レーン確保しまして、プールの更衣室ですとか、子どもたちが授業後のバス乗車前の待機場所として使う待合ホール、管理者が待機する管理エリアなどを設ける予定でございます。

次に、2階でございますが、まず全体の配置といたしましては、北側にある集合住宅の日照を考慮いたしまして、極力南側にセットバックする形としております。その上で、中の配置といたしましては、体育の授業や部活動など、様々な活動に利用できる多目的ホールを配置するとともに、多目的ホール用の更衣室を配置する予定としております。

また、屋上階につきましては、太陽光パネルなどの設備を設置する予定としております。

ゾーニング(案)につきましては、以上でございます。

恐れ入りますが、2ページ目にお戻りいただきまして、3(1)イ「地域への説明」ですけれども、8月に地域説明会を実施し、これまでの経緯や施設の考え方について説明を行ったところでございます。(2)「今後の主な予定」ですが、今後、基本設計(案)の取りまとめに

向けまして、複数回、地域説明会を実施していく予定であります。

最後、(3)「整備スケジュール(予定)」でございますが、今のところ供用開始は、令和10年4月としておりますが、こちらにも建設業における週休2日の促進に伴いまして、工事期間が延長となる見込みがございますが、具体的なスケジュールにつきましては、今後、精査していく予定となります。

本件の説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○教育長 ただいまの報告につきまして、ご質問等ございましたらお願ひしたいと存じます。

谷部委員。

○谷部委員 ありがとうございます。皆さん、期待しているところなので、早く整備されるといいなと思っているところです。小学生と中学生の両方が利用するということなので、床を可動式にする方法もあるようですが、そういったことも検討に入れられているのでしょうか。

○教育長 学校教育推進担当課長。

○学校教育推進担当課長 こちらの2つの施設につきましては、今設計中でございますが、おっしゃっていただいたとおり、小学校低学年から大人の方までご利用いただく想定をしておりますので、自動で水深を操作できるような可動床と呼ばれるものを導入しようと考えてございます。

○教育長 よろしいですか。

○谷部委員 はい。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

井口委員。

○井口委員 先ほどの報告の中には、温水室内プールでの実施が今年度24校、来年度27校の予定だとありましたけれども、令和10年に2つのプールが完成した場合には何校の実施が可能になるのでしょうか。

○教育長 学校教育推進担当課長。

○学校教育推進担当課長 水泳指導については実施計画を令和3年度に策定しまして、令和4年度に更新をいたしました。その計画上ではこちらの2つの施設の整備後は40校実施するというようにしています。現状では実施計画で考えていたよりも多く民間施設を使わせていただいておりますので、今後は実施計画を更新し小学校全校を目指すということを考えております。全校移行のロードマップについては、今後示していきたいと考えているところでございます。

○教育長 よろしいですか。

○井口委員 ありがとうございます。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、以上で報告事項等の12を終わりといたします。

次に、報告事項等の13「屋内温水プールを活用した水泳指導に係る水元小学校のバス配車状況等について」の報告をお願いします。

学校教育推進担当課長。

○**学校教育推進担当課長** それでは、「屋内温水プールを活用した水泳指導に係る水元小学校のバス配車状況等について」のご説明をさせていただきます。

本件につきましては、令和6年7月の区議会文教委員会におきまして指摘のありました、令和6年7月10日の水元小学校の屋内温水プールを活用した水泳指導におけるバスの配車状況等について、ご報告をさせていただくものでございます。

具体的な指摘事項を補足させていただきますと、当該日時、学校のバスの配車につきまして、通常は全台京成バスの車両が配車されているところが、当日は平和交通株式会社のバスが1台配車されたということで、配車ミスがあったのではないかとのご指摘でございました。また、バスの配車に問題があった場合、屋内温水プールを使った水泳指導ができなくなるのではないかとということで、進めようとしております金町小学校と東綾瀬小学校の学校プールの解体については、立ち止まるべきではないかとのご指摘もあわせて頂いたところでございます。

それでは、内容のご報告でございますけれども。まず初めに、1「令和6年7月10日の水元小学校のバスの配車状況」でございますが、水泳指導に係る水元小学校のバスの配車につきましては、今年度、京成バス株式会社と契約しておりますが、指摘のあった7月10日は、契約の仕様書上、大型車4台の配車を依頼しておりますが、当日は、仕様書どおり大型車4台が配車され、問題なく運行が完了してございます。

当日配車された4台の内訳でございますが、京成バス株式会社が保有するバスが3台、平和交通株式会社が所有するバスが1台であったことを、受注者であります京成バス株式会社に確認をしたところでございます。

なお、4台中3台につきましては、通常学級用で、8時30分から12時25分までの運行スケジュールで、残りの1台、こちらは京成バスが所有するバスでございましたが、特別支援学級用で、10時30分から12時25分までの運行スケジュールでございました。

次に、2「バス配車に係る契約の仕様」でございますが、屋内温水プールを活用した水泳指導に係るバスの配車につきましては、バスの借上げ契約におきまして、区が仕様書で定めた日時に、必要な台数のバスを受注者が配車するという内容としてございます。受注者が所有するバスに限定した仕様とはしてございませんので、ご指摘のありました7月10日の水元小学校の配車状況につきましては、契約上、問題がないものでございます。

最後、3「その他」でございますが、以上のことから、7月の文教委員会で報告しております金町小学校と東綾瀬小学校の学校プールの解体につきましては、予定どおり着手していくことといたします。

本件の説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○**教育長** ただいまの報告につきまして、何かご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、以上をもちまして報告事項等の 13 を終わりいたします。

次に、報告事項等の 14「令和 6 年度中学校部活動地域移行モデル事業の実施について」の報告をお願いします。

地域教育課長。

○**地域教育課長** それでは、私から「令和 6 年度中学校部活動地域移行モデル事業の実施について」の説明をいたします。

本件につきましては、6 月の教育委員会におきましてもモデル事業の実施については、関係団体で構成する協議会において、様々なご意見を頂いた上で、実施する必要があると報告をさせていただいております。

6 月の議会報告後、協議会を 2 回ほど開催しまして、関係団体の意見を踏まえモデル事業の実施内容や運営事業者について検討いたしました。また、検討に当たりましては、新宿中学校の教員に対する説明会や顧問教員の意向確認なども行い、そうした情報を参考に協議会で検討を重ねてまいりました。

その結果、8 月 20 日に開催された第 3 回協議会におきまして、モデル事業の実施内容や運営事業者などの合意が得られたため、報告をするものでございます。

まず 1「実施内容」でございます。これまでも報告してございますが、(3)「指導種目」につきましては、文化系が入っておりましたが、協議会の構成委員である文化系の団体から、指導者派遣等を行うには、体制の整備や指導者確保に時間がかかるため、今年度については困難というご意見を頂いたことから、対象を運動系のみと変更してございます。

お手数ですが、次のページをご覧ください。指導日数につきましては、10 月開始を想定しますと、最大で 30 日となる予定でございます。

(8)「運営体制」につきましては別紙をご覧ください。こちらは今回のモデル事業における委託事業者と派遣される指導者、学校あるいは生徒、保護者との関係のイメージ図でございます。

土日・祝日の委託事業者と平日の学校が種目ごとに連携調整を図りながら、モデル事業を実施していくこととなります。

2 ページ目にお戻りください。続いて 2「契約」について説明いたします。(1)「契約相手方」は、一般社団法人葛飾区スポーツ協会でございます。契約の方法は、特命随意契約で、金額は、(3)に記載のとおり。契約締結日は、本日となります。(6)に選定理由が記載してございます。主な理由としまして、一般社団法人葛飾区スポーツ協会は、これまでも本区の

部活動の地域連携において協力いただいていること、また、部活動以外に本区の様々なスポーツイベントに協力いただいていること、さらに、教育委員会の会議体にも委員を派遣し、教育施策の方向性の把握や、葛飾区教育振興基本計画の策定に関わるとともに、区内41の団体を総括し、学校と地域団体との円滑な調整や事業運営が可能であると判断したことから、スポーツ協会さんを選定したものでございます。

次に、3ページ目の「今後のスケジュール」をご覧ください。こちらにつきましては、議会に報告後、できるだけ速やかに保護者説明会を行ったのち、10月からモデル事業を開始したいと考えております。

4「保護者説明」でございます。保護者説明につきましては、まず対象となる種目の生徒・保護者につきましては、モデル事業に参加するに当たって保険加入についてなどを知っていただく必要があるため、特定の日に集まっていただく方法ではなく、都合のよい時間に確認できるよう、新宿中学校限定のYouTubeによる説明会を一定期間、インターネット上で展開いたします。対象種目の生徒・保護者については、本委員会後に別途ご案内いたしたいと考えております。

また、内容につきましては、モデル事業の内容や生徒・保護者が気になる点などについて、説明する内容となっております。

なお、その他の保護者・生徒につきましては、興味のある方がご覧いただくことができるよう「Home & School」などで周知を図ってまいりたいと考えております。

質問やお問合わせにつきましては、「LOGOフォーム」を活用して受付を行い、個別に回答する予定になってございます。

こちらの報告につきましては、以上でございます。よろしく願いいたします。

○教育長 ただいまの報告につきまして、ご質問等ございましたらお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、以上で報告事項等の14を終わりといたします。

次に、報告事項等の15「区長の専決処分（契約変更）に係る区議会への報告について」の報告をお願いします。

生涯スポーツ課長。

○生涯スポーツ課長 それでは、報告事項等の15「区長の専決処分（契約変更）に係る区議会への報告について」説明申し上げます。

まず1「専決処分事項」につきましては、奥戸総合スポーツセンター少年野球場改修工事請負契約の変更、2「件名」につきましては、奥戸総合スポーツセンター少年野球場改修工事請負契約でございます。3「契約の相手」でございますが、東京都葛飾区青戸八丁目5番16号、株式会社山溪緑地、代表取締役は松田太郎でございます。4「変更内容」でございますが、(1)

「変更前契約金額」は、1億9,712万円。(2)「変更後契約金額」は、2億43万9,800円でございます。

5「変更理由」でございますが、(1)といたしまして、防球ネットの設置予定場所に地中障害物として埋められていたゴミが確認されたため、ドリル型の掘削機からショベルカーへ工法の見直しを行ったものでございます。また、それに伴い掘削範囲を広げたため、既設の雨水浸透設備の敷設換えを行ったものでございます。次に(2)といたしまして、隣接していた同対策仮奥戸集会所の開設に伴い、その跡地と少年野球場の駐車場出入口周辺を次期工事において一体的に施工することとしたため、本工事における駐車場出入口部分のアスファルト舗装を取りやめたものでございます。

6「専決処分年月日」につきましては、令和6年7月24日でございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○教育長 ただいまの報告につきまして、ご質問等ございましたらお願いしたいと存じます。よろしいでしょうか。

それでは、以上で報告事項等の15を終わりいたします。

次に、報告事項等の16「水元公園におけるスケートボード広場整備に向けた東京都との協議について」の報告をお願いします。

生涯スポーツ課長。

○生涯スポーツ課長 それでは、報告事項等の16「水元公園におけるスケートボード広場整備に向けた東京都との協議について」の説明を申し上げます。

本件は、東京都建設局が都立公園におけるスケートボード広場整備の候補地の一つとしている水元公園につきまして、スケートボードをはじめ、他のアーバンスポーツも利用可能な環境整備を本区が実施することについて協議を開始したものでございます。

1「東京都の検討状況について」でございます。まず、(1)「概要」でございますが、東京都は広さ・位置などの条件を満たす公園として水元公園を含む9公園を選定しており、設置許可制度等の活用を含め整備を検討するとしております。次に(2)の東京都における「候補地」でございますが、次のページの別紙をご覧ください。多目的広場の東側にある草地広場が、東京都のホームページにおきまして、候補地として公表されてございます。お手数ですが、1枚目にお戻りください。

次に、2「東京都との協議状況について」でございます。(1)「担当部署」は、東京都の建設局です。(2)「協議内容」につきましては、先月8月26日に候補地の確認や、設置許可制度の手続、今後のスケジュールに関する協議を実施いたしました。

次に、3の今後のスケジュールにつきまして、令和7年度は基本計画を策定し、8年度は基本設計・実施設計を行い、9年度に施工いたします。そして、ロサンゼルスオリンピックが開

催予定の10年度には供用開始できるように準備を進めてまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○教育長 ただいまの報告につきまして、ご質問等、ご意見ございましたらお願いしたいと存じます。よろしいですか。

それでは、以上で報告事項等の16を終わりといたします。

次に、報告事項等の17「『葛飾区立図書館の基本的な考え方【取組方針】』を踏まえた『葛飾区立図書館の改修の考え方（案）』及び『葛飾区立図書館サービスの考え方（案）』について」の報告をお願いします。

中央図書館長。

○中央図書館長 「『葛飾区立図書館の基本的な考え方【取組方針】』を踏まえた『葛飾区立図書館の改修の考え方（案）』及び『葛飾区立図書館サービスの考え方（案）』について」のご報告をさせていただきます。

「かつしか教育プラン（2024～2028）」に定められる期間におきまして、図書館が掲げる目標を達成するため、教育委員会の議決をいただき、本年3月に改訂いたしました「葛飾区立図書館の基本的な考え方【取組方針】」におきまして、今後作成するとしてございました「葛飾区立図書館の改修の考え方」及び「葛飾区立図書館サービスの考え方」がまとまりましたのでご報告するものでございます。

初めに、「葛飾区立図書館の改修の考え方（案）」でございます。基本的な考え方でございますが、社会環境の変化や地域特性に応じた適切な公共サービスの提供と安定した財政運営を両立させる「公共施設マネジメント」の考えに基づきまして、葛飾区立図書館の基本的な考え方に掲げました目標3「だれもが気軽に利用できる図書館の環境づくり」そのうち、方針1といたしました、図書館の改築に合わせた「利便性の向上と環境の整備」。またこの取組を進めるための取組1「利便性の向上とプライバシーへの配慮」、取組2「多様な利用者への配慮」取組3「魅力的な空間づくり」この三つの柱として取りまとめたものでございます。

それでは、添付の「葛飾区立図書館の改修の考え方（案）」をご覧くださいませでしょうか。初めに、改修の考え方における「背景及び目的」でございます。葛飾区立図書館13館のうち、8館では築20年を経過し、そのうちの5館は、築30年を経過する状況となっております。一方、ICT化の推進や生活様式の多様化など、図書館に対して区民が求める機能は、大きく変化してございます。

こうした状況下「かつしか教育プラン（2024～2028）」に定める期間である令和6年から令和10年までの期間に、図書館で実施する施設改修を着実に進めるため、葛飾区立図書館の改修の考え方として、取りまとめたものでございます。

改修等の考え方につきましては、ご説明させていただきましたとおりでございます。

裏面をご覧ください。改修の考え方やその内容につきましては、先ほど申しあげました取組方針に定めた取組1から3に沿ってまとめてございます。

初めに、取組1「利便性の向上とプライバシーへの配慮」では、ICT機器、自動貸出機、セルフ予約棚、簡易返却機を導入し、簡易に職員を介さず図書のやり取りができるよう積極的にICT化を推進していくことといたしました。

(2)「利用者への配慮」では、誰もが安心してお使いいただける図書館を目指し、ハンディキャップを持つ利用者の視点にたったバリアフリー化を行うとともに、目視で安全確認ができる書架を配置するなどのほか、防犯カメラを設置するなど安全で快適な施設としてまいります。

(3)「魅力的な空間づくり」では、「開放的で明るい空間」をコンセプトに、雑誌・新聞コーナーを見直して閲覧スペースを拡充する、子どもがリラックして本を楽しめる場や親子のフリースペースを設ける等、以下の魅力的な空間を創出してまいります。

こうした考えの基、改修に際しましては各図書館の特性、地域性に応じて検討を進めてまいります。

取組の期間内における整備内容につきましては、別紙「葛飾区立図書館の最終スケジュール(案)」のとおりでございます。

最後に設備管理の考えといたしまして、公共施設マネジメントの考え方を踏まえ、点検等の必要性や老朽化の進行を考慮し、予防保全に努めてまいります。

続きまして、葛飾区立図書館サービスの考え方について、ご説明させていただきます。先の改修の考え方と同様、期間内に行う図書館サービスの考え方としてまとめたものでございます。添付の「葛飾区立図書館サービスの考え方」をご覧ください。

「背景及び目的」期間につきましても、整備の考え方と同様でございます。2ページをご覧くださいと存じます。「図書館サービスの基本的な考え方」です。1「知的創造活動の拠点」としていくためには、職員が十分な知識を持ち、あらゆる世代の相談に応じるとともに、とりわけ未来を担う子どもたちの健やかな育ちを支援していくために専門性を発揮し、読書活動を支援してまいります。また、図書館の利用がない方へ積極的にアプローチを行い、利用者の拡大を図ってまいります。

(2)「蔵書の充実」として、区内13館の図書館蔵書について、各地域特性やニーズを踏まえたものとし、専門性はもちろんのこと、鮮度の高い資料配置とするほか、電子書籍等新たな媒体による資料提供も積極的に行ってまいります。

(3)「未来志向の図書館」につきましては、施設改修の考え方と調和した心地のよい図書館として、令和10年度までには全ての地域図書館に自動貸出機、セルフ予約棚、簡易返却機を設置いたしまして、利便性の向上とプライバシー確保を図ります。

(4) 「民間活力の活用」につきましては、専門性や公共性が高いサービスは今後も区が担う一方、区民の力が活用できる部分は柔軟に導入し、効果的・効率的な図書館運営を目指してまいります。

(5) 「職員の資質・能力」といたしまして、質の高いサービスを提供し続けるために、区が計画的に図書館員の資質・能力の向上を図ってまいります。

3ページをご覧ください。「具体的な蔵書・サービスの方針」についてでございます。資料の形態や媒体を問わず、時代のニーズに合わせた各図書館の特殊性や特色を活かした蔵書とすることで、多くの利用者にとって魅力的と感じられる蔵書としてまいります。

一方、限られた図書館の空間におきまして、「ゆったり、安らぎ、心地よい」空間を創出していくためには、蔵書スペースを縮小せざるを得ない状況となる場合も想定できます。こうした場合においても、極端に蔵書数が圧縮されないことがないよう、確保に努めるほか、積極的な資料購入と、適切な除籍によりまして、今まで以上に新陳代謝を図り、鮮度の高い蔵書構成としてまいります。

また、電子書籍の導入についても、利用状況を適切に見極めながら可能な限り拡大を図ってまいります。

また、その書籍等の選定につきましては、中央図書館が中心となって、区全体を把握しながら、戦略的に行ってまいります。

(2) 「図書館サービス」につきましては、地域創造活動拠点の使命を果たすため、展示・講演会やセミナー、レファレンス、児童サービス等々、主催の各事業について、その考え方に沿って事業展開を図ります。

また、各事業の方針は、図書館のサービスの一覧として記載のとおり、検証を行いながら、より効果的・効率的な運営を図っていくことといたします。

6ページをご覧ください。管理運営方針では、効果的・効果的な運営を目指し、各図書館の役割分担を明確にしてまいります。また、効果的な運営を実施するに当たり、区と事業者の役割を明確化し、計画的に民間活力を導入してまいります。そのため、区は専門的な質の高いサービスを提供し続けることができるよう、積極的に図書館員の資質・能力の向上を行います。

最後に、取組を着実に実施することができるよう、図書館に対する区民の評価を還元できる仕組みを構築してまいりたいと考えてございます。

説明は以上でございます。

○教育長 ただいまの報告につきまして、ご質問、ご意見ございましたらお願いしたいと存じます。

上原委員。

○上原委員 いつでも、どこでも、どの区民にとってもよりどころとなる図書館というのは、

乳幼児を連れてくる人から高齢者までが使っているものなので、本当に必要だと思うのです。ただ、思うのは、小さいときから図書館に行っている子は大人になっても図書館に行きますが、行かない子はずっと行かないのです。そういう意味では、もう少し図書館でこういうことをやっていますというの、今までも映画館とか映画会とかいろいろやっているけれども、もっとアピールしてもいいのかなと思っております。

あと、もう一つ。中間試験や期末試験の前の時期は、図書館の席が埋まっていることが多いのです。座る場所がないとそのまま帰ってしまう人が多いので、そのような時期は会議室なども開放してあげるといいと思うのですが、いかがでしょうか。

○教育長 中央図書館長。

○中央図書館長 初めに、子どもの読書についてですけれども、おっしゃるとおりだと考えておきまして、今回の取組方針の中にも、柱として幼児期の読書の推進というものを入れさせていただきました。この後ご報告するお花茶屋図書館の整備に当たりましては、こういった視点を踏まえた整備をするということになっております。

また、広報活動についても、先ほど申しあげましたように、利用されていない方へ積極的にアピールをしていこうと計画しているところでございます。

2点目の空いているスペース、学習のための開放でございますけれども、お話のあったとおり、実施をしているところでございます。今までは、図書館に来てみないと会議室が空いているかどうか分からない状況になっておりましたけれども、今年の4月からは空き情報をホームページ上でお知らせするようにしました。

結果といたしまして、このところ見ておりますと、非常に多くの方が利用されております。この考え方は全館で統一しておりますので、この状況を1年見た上で、さらに何ができるのか検討してまいりたいという所存でございます。

○教育長 よろしいですか。

○上原委員 結構です。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

谷部委員。

○谷部委員 最近の図書館の考え方として、読書自体が目的というよりは、すてきな場所だから行く人が結構いると思うのです。資料には休憩スペースなどを設けると書いてあったので、そのような点にも着目していただきたいと思っております。

それから、先日もY o u T u b eで本の紹介動画が上がっていましたが、最近だとY o u T u b eも長いなと思ってしまいます。1冊でいいので短く紹介するような情報発信もこれから検討していただきたいかなと思います。私の世代でも最近、T i k T o kなどで必要な情報を得ていたりもするので、そのような方法も探っていただきたいかなと思います。

○教育長 中央図書館長。

○中央図書館長 図書館に来られる方のニーズの件でございますけれども、委員がおっしゃるとおり、区としてもそういった状況を確認してございます。

そのため、こちらもこの後ご報告する予定でございますけれども、施設整備に当たりまして、そういった考え方を入れていきたいと考えております。

2点目の広報でございますけれども、先ほど申し上げましたように課題だと認識してございます。この5年間の計画については検証しながら行っていくというサイクルで考えてございますので、その中でしっかり検証し、何が有効なのか考えながら改善してまいりたいと考えている次第でございます。

○教育長 よろしいですか。ほかにはいかがでしょうか。

田中委員。

○田中委員 今おっしゃっていただいたように、検証しながらどんどん見直していくというのは、とてもいいことかなと思います。質問なのですが、4ページと5ページに書かれた現状のサービスの一覧と方針のうち見直しとなったところについて、何か経緯がお分かりであれば教えていただきたいです。私として気になったのは、児童サービスのところで、児童の講演会、映画会、イベントが見直しになっているという点と、YAブッククラブというイベントが見直しになっているところ。あと、ビジネス支援の部分で、ビジネス相談会とビジネス支援講演会、セミナーというところで、児童向け、10代向け、大人向けのそれぞれで見直しがあったのですが、これはどういった点に着目してご判断されたのでしょうか。

○教育長 中央図書館長。

○中央図書館長 見直し項目については職場内で検討を進めてきたところでございますが、実を申し上げますと、図書館が設立されて以来一度も見直しを行っていないという状況でございました。先ほど申し上げましたとおり、時代背景やニーズが変わっていく中、本当に今のやり方でよいのかどうか、改めてこの5年間で検証してみようというのが、今回の趣旨でございます。

子ども向けのサービスにつきましては、柱にしたということもございますので、縮小だけではなく、プラスも含めて見直しを考えていきたいと考えています。ただし、必要のないものや時代のニーズと合わないものについては見直し、新しいニーズに振り分けていくという作業も必要ではないかという観点で、そのような記載とさせていただいたところでございます。

○教育長 田中委員。

○田中委員 承知いたしました。私も確かに見直しというと、縮小のようなイメージを持ってしまったので、今のお話を伺って安心しました。

先ほど、委員会の皆さんの思いがありましたように、本に親しんでいくというところは、一

番大事かと思うので、ぜひこういう行事、いい方向に進めていただければと思います。

願いたします。

○**教育長** ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、以上で報告事項 17 を終わりいたします。

次に、報告事項等の 18「葛飾区立鎌倉図書館の I C T 機器導入について」の報告をお願いします。

中央図書館長。

○**中央図書館長** 「葛飾区立図書館の基本的考え方【取組方針】」に基づきまして、今後の運営では、令和 9 年 4 月までに、各地域図書館におきまして、利用者の利便性向上、並びにプライバシーの確保のため、随時、I C T 機器の導入を図ることとしてございます。

そのため、I C T 機器が未設置となっております鎌倉図書館について、機器の導入を行うものがございます。なお、先に説明いたしました改修の考え方のスケジュールでは、7 番として記載してございます。

鎌倉図書館の施設概要については、記載のとおりでございます。実施する工事内容については、2 点ございます。別紙図面の 1 階及び 2 階部分をご覧ください。まず、先にご説明いたしましたとおり、利用者の利便性向上のため、自動貸出機とセルフ予約棚を設置するものがございます。

また、I C T 機器設置工事と並行いたしまして、トイレの洋式化並びに飲食可能な休憩スペースを設置するものがございます。

整備期間は令和 6 年 10 月 21 日から 10 月 30 日を予定してございます。また整備に当たりましては、区民に対する図書館サービスへの影響を最小限にするため、休館日である月曜日と毎年実施する特別整理に合わせまして、工事を実施することといたしました。閉館日を越える工事につきましては、図書館サービスを実施しながら行っていくものがございます。

なお、工事实施のお知らせにつきましては、本日の教育委員会並びにこの先の文教委員会への報告、ご了承を頂いた後、速やかに広報かつしか、図書館ホームページ並びに図書館への掲示により利用者へお知らせしたいと考えてございます。

報告は、以上でございます。

○**教育長** ただいまの報告につきまして、ご質問、ご意見などございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、以上で報告事項等の 18 を終わりいたします。

次に、報告事項等の 19「葛飾区立お花茶屋図書館の改修（案）について」の報告をお願いします。

中央図書館長。

○中央図書館長 「葛飾区立お花茶屋図書館の改修（案）について」のご報告をさせていただきます。

老朽化が進む葛飾区立お花茶屋図書館につきましては、本年3月に策定いたしました基本方針に基づきまして、誰もが気軽に安心して快適に利用できる施設とするために、改修工事を実施するものでございます。

改修設計は令和5年度に完了しており、令和7年度に改修工事に着手する予定としてございます。なお、先に説明いたしました、図書館の改修の考え方においては、スケジュールのナンバー3に記載してございます。

次に、お花茶屋図書館の施設概要につきましては、詳細を別紙にまとめておりますので、別紙をご覧くださいいただければと存じます。

改修の基本方針でございます。基本方針として、「ゆったり、安らぎ、心地よい」サービスを提供できる施設とするため、図書館の改修に当たり、各階にコンセプトを定めまして実施することといたしました。1階から3階のコンセプトにつきましては、記載のとおりとしてございます。

改修工事の期間は令和7年8月から令和8年8月を予定してございます。

工事概要といたしましては、内装工事、アスベスト除去等、記載のとおりとしてございます。また、工事期間は図書館を閉館することとなりますが、工事期間中におきましても、区民の利便性を確保していくため、基本的な図書館サービスである図書等の貸出、返却、予約サービスを引き続き実施するための窓口を図書館近隣に設置していく予定としてございます。

別紙右の「改修概要（案）」でございます。本年3月策定の葛飾区立図書館の基本的な考え方、取組方針に掲げました目標3「だれもが気軽に利用できる図書館の環境づくり」方針1「図書館の改築にあわせた利便性の向上と環境の整備」を推進するもので、この取組を進めるため取組1「利便の向上とプライバシーへの配慮」、取組2「多様な利用者への配慮」、取組3「魅力的な空間づくり」として、三つの柱にまとめてございます。

まず、取組1でございます。「利便性の向上とプライバシーへの配慮」では、1階に自動貸出機、セルフ予約棚、簡易返却機を設置し、職員を介さず利用者自身で簡易に手続できる環境を整えてまいります。

取組2では、「多様な利用者への配慮」として、段差のある1階正面出入口に昇降機を設置するほか、1階・3階のだれでもトイレについて、全面改修を行いバリアフリー化を一層進めてまいります。また、各階トイレを全面的にリニューアルし、使い勝手のよいものにするほか、図書館内の死角をなくすため、防犯カメラを設置するなど安全確保に努めてまいります。

3「魅力的な空間づくり」では、1階のコンセプト、「ゆったりと閲覧できる空間」を目指しまして、高書架を撤去し、フロア全体の見通しをよくするほか、お年寄りや障害をお持ちの

方でも、使いやすい施設としてまいりたいと考えてございます。また雑誌コーナーをあらゆる世代がゆっくり過ごせる空間として整備していくところでございます。

2階は、「親子で安らげる空間」といたしまして、児童のフリースペースに床暖房を設置し、子どもが裸足で本を読める場を設けるほか、気軽に読書の相談ができるサービスカウンターを設置する。また赤ちゃんの駅や子どもと親が寝転んで読書に親しめるなど、乳幼児期から親子で本に親しめる空間として整備してまいります。

3階の「心地よく学習できる空間」では、持込みパソコン室を設けて、個人席を拡充するほか、学習や調べものの合間にちょっとした休憩ができる飲食可能なスペースを設け、心地のよい空間をつくってまいります。

ご説明いたしました整備等につきましては、別紙の図面に記載してございますので、ご覧いただければと考えているというところでございます。

私からの説明は以上となります。

○教育長 ただいまの報告につきまして、ご質問、ご意見ございましたらお願いしたいと存じます。よろしいですか。

それでは、以上で報告事項等の19を終わります。

次に、報告事項等の20「葛飾区立図書館年末年始開館の見直しについて」の報告をお願いします。

中央図書館長。

○中央図書館長 最後に「葛飾区立図書館年末年始開館の見直しについて」のご報告をさせていただきます。

1「概要」並びに2「基本的な考え方」でございます。「葛飾区立図書館の基本的な考え方【取組方針】」におきまして、中央図書館・地域図書館・地区図書館の役割を明確化し、今以上に効率的・効果的な運営を構築するとしてございます。また各図書館の役割に応じて、どの地域においても同一なサービスが提供できる利用者にとって分かりやすい体制とすることとしてございます。そのため、図書館の年末年始の開館について改善を図るものでございます。内容といたしまして、年末年始の開館時間の拡大を図るとともに、その結果、各地域図書館全てで同じサービス提供を行う体制に改善しようと考えているものでございます。

3、見直し案につきましては、別紙「年末年始の開館日・開館時間（案）」をご覧くださいませでしょうか。現在、年末年始開館につきましては、中央図書館・立石図書館の2館で行ってまいりました。この2館の過去の利用実績では、毎年、12月31日から1月2日までは利用者が大きく減少する結果となっております。一方で、立石図書館以外の地域館5館では、年末年始開館を行っておりません。こうした状況を踏まえ、効率的・効果的な運営を実施するため、利用実態の少ない3日間、12月31日から1月2日については閉館する一方、利用者の多

く見込める12月28日から30日、並びに1月3日の4日間について、年末年始開館を行っていかうというものでございます。

これは、先ほど申し上げました5館の地域図書館を全て開館することで、区内の地域図書館で同一サービスを提供することといたします。上段が現在の開館時間、下段が今後の開館予定でございます。上段の現状では、年末年始におきまして、区内で中央図書館、立石図書館の2館のみ行っており、開館時間といたしましては、合計で108時間となっております。下段の変更後では、既に開館しております立石、中央の2館に加えまして、亀有・鎌倉・水元・お花茶屋・上小松の5館の地域館で年末年始開館できる体制としたいと考えます。

この結果、開館時間は先ほどの108時間に対しまして、合計で168時間へと拡大することになります。下段は、23区における年末年始の開館状況でございます。今後も効率的・効果的な運営でサービス拡大について取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

私からの報告は、以上でございます。

○教育長 ただいまの報告につきまして、ご質問、ご意見ございましたらお願いしたいと存じます。よろしいでしょうか。

それでは、以上で報告事項等の20を終わりいたします。

以上で、本日の議事は全て終了となりますけれども、その他何かご意見、ご質問はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

谷部委員。

○谷部委員 夏休みの小学校、中学校の学習センターの利用状況が分かりましたら、後日で結構なので、教えていただきたいなと思います。

○教育長 後日報告させていただきます。ほかにはございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、以上をもちまして、令和6年教育委員会第9回定例会を閉会いたします。ありがとうございました。

閉会時刻 13時01分